	他社販売送電料	して販売した電気の料金（振替供給契約又は接続供給契約に基づくものに限る。）及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金のうち電源に係る料金並びに一般電気事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理し、卸電気事業者にあっては、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金のうち電源に係る料金及び事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理する。 一般電気事業者にあっては、卸供給事業者に対して販売した電気（電気事業者以外の者に対する供給の用に供するための電気に限る。）の料金、特定電気事業者に対して販売した電気（特定電気事業の用に供するための電気に限る。）の料金及び特定規模電気事業者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）のうち送電に係る料金を整理し、卸電気事業者にあっては、一般電気事業者に対して販売した電気の料金のうち送電に係る料金を整理する。」

別表第二の第五表中

「

建設分担関連費振替額（貸方）	▷	▷	▷	▷	▷			▷	▷	▷	▷	▷	▷	▷		▷
卸使用済燃料再処理等準備費																

」を

「

卸使用済燃料再処理等準備費																
建設分担関連費振替額（貸方）	▷	▷	▷	▷	▷			▷	▷	▷	▷	▷	▷	▷		▷

」に

改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

○経済産業省 環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二十八条第一項第二号及び第二項、第六十八条第一項第七号、第六十九条第一項第一号（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省 環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条、第三十三条第一項第七号、第六十条第一項第一号及び第四項第四号、第六十二条第一号ハ(1)並びに第六十三条第一項第六号及び第二項第一号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（企画官、企画調整官及び総務調整官）」に改め、同条第一項中「、総務調整官二人及び能率専門官一人」を「並びに企画調整官及び総務調整官それぞれ二人」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第十条の見出し及び同条第一項中「企画官」の下に「、企画調整官」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　企画調整官は、命を受けて、福利厚生課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第十三条の見出し及び同条第一項中「及び施設評価室」を「、施設評価室及び木材利用推進室」に、「、営繕技術基準対策官及び施設管理官」を「及び営繕技術基準対策官」に改め、同条第二項第一号中「、施設評価室、」を「並びに施設評価室及び木材利用推進室並びに」に改め、同項第二号中「（施設管理官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第九項を削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　木材利用推進室は、営繕工事に関する事務のうち、木材の利用の推進に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

7　木材利用推進室に、室長を置く。

第六十三条第四項を次のように改める。

4　地震・火山砂防室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土砂災害（地震によるものに限る。）及び火山災害の防止に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査に関すること。

第六十八条の見出し及び同条第一項中「及び道路計画調整官」を「、道路計画調整官及び国際道路調査官」に改め、同条第二項中「道路事業分析評価室」の下に「及び国際道路調査官」を加え、同条に次の一項を加える。

8　国際道路調査官は、命を受けて、道路の規格構造及び施工基準に関する企画及び立案並びに道路に関する調査に関する事務で国際関係の特定事項に関するものをつかさどる。

第七十五条を次のように改める。

（住宅投資推進官）

第七十五条　住宅政策課に、住宅投資推進官一人を置く。

2　住宅投資推進官は、命を受けて、住宅投資の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。